

【農業用】 免税軽油申請に必要な書類（共同・営農組合等）

	継続	更新	書換 継続	書換 のみ	追加	新規
① 免税軽油使用者証（前回の申請で交付された厚紙のもの）	○	○	○	○	○	
② 免税証交付申請書	○	○	○		○	○
③ 免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	○		○	
④ 納品書または領収書(写し可) ・免税証番号・種類(別記)・使用枚数を書き留めておいてください。	○	○	○		○	
⑤ 免税軽油使用者証共同交付申請書		○				○
⑥ 手数料（500円）		○	○	○		○
⑦ 共同申請明細書 ・「使用者氏名」欄には、免税軽油使用者証に記載する人すべてをご記入下さい。 ・「耕作面積」欄は、「免税証交付申請書」裏面の耕作面積の内訳になります。	○	○	○	○	○	○
⑧ 誓約書 ・「共同申請明細書」の使用者欄に記載されている全員の氏名を記入してください。	○	○	○			○
機械変更 ⑨ 使用者証書換申請書(事務所に様式を用意しております)			○	○		
⑩ 機械の写真またはカタログ(リースの場合は契約書の写し)			○	○		○
返納 ⑪ 使用しなかった免税証	○	○	○			
⑫ 免税証返納書(事務所に様式を用意しております)						
面積増加 ⑬ 耕作証明書(市町農業委員会発行のもの)または水稻共済耕地情報(写し可) ※耕作面積が前年の1.5倍以上になった場合は必要となります。						○
大口使用者 ⑭ 【年間交付量 6,000リットル以上の大口使用者】 免税軽油使用実績 または 消費状況明細簿 ・日付・運行時間数・使用量を記入してください。	○	○	○		○	

・次回の申請は、免税軽油使用者証の所要数量計算期間の最終日の2か月前から申請可能です。

・個人の方で、代替わりされた場合は新規になります。

・使用者証の交付日から3年を超える場合は更新となります。

令和 6年 4月 1日 交付
滋賀県 第 [] 号-4 所 県 長 税 令和 9年 3月31日 まで有効

免 税 軽 油 使 用 者 証 **見本**

滋賀県東北部県税事務所長

住所又は事務所若しくは事業所所在地 []

業 種 農業

氏名又は名称 []

所在地	No. 008	No. 009	No. 010	No. 011
No. 006 イセキ トラクタ	三菱 フォークリフト	イセキ コンバイ	イセキ トラクタ	田植機
T1254C	FD20D	HFZ-472	JJV-623	NP80
所有者の氏名又は名称				
機 械 名 称				
同 又 は 型 式				
備 考				
軸 馬 力	85	60	72	62
				24.5

免 税 軽 油 使 用 者 証				
所在地	No. 012	No. 013	No. 014	No.
イセキ コンバイ	イセキ トラクタ	イセキ トラクタ		
燃 焼 方 式				
台 数	1	1	1	
用 途	10 11 25	02 03 04 05	02 03 04 05	
記 載 年 月 日	令和 2年 3月30日	令和 2年 3月30日	令和 3年 4月 1日	

交 付 を 受 け た 免 税 証 の 数 量 等				
処理	免税証の数量	有効期間	所要数量の計算期間	
交付	1,900L	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日	令和 6年 4月 1日	令和 7年 3月31日
交付	300L	令和 6年 11月 22日 ~ 令和 7年 3月 31日	令和 6年 11月 22日	令和 7年 3月 31日
交付	2,200L	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日	令和 7年 4月 1日	令和 8年 3月 31日

こちらは法定期限であり、使用者証の有効期限ではありません。

ご不明点等ございましたら、ご相談ください。

滋賀県東北部県税事務所湖東管理課

☎ 0749-27-2206